

平成22年3月31日

号外第3号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

○秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則（9・税務課）…………… 1

訓 令

○秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令（1・人事課）…………… 4

教育委員会訓令

○秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令（1・教育庁総務課）…………… 4

○秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令（2・教育庁総務課）…………… 5

○秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（3・教育庁総務課）…………… 5

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（1・公
営企業課）…………… 5

○秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（2・公営企業課）…………… 6

○秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する規程（3・公営企業課）…………… 7

○秋田県企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程（4・公営企業課）…………… 7

規 則

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第九号

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

（秋田県県税条例施行規則の一部改正）

第一条 秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第三条第二項中「総務企画部税務課」を「総務部税務課」に改める。

第四条の三第一項中「、第八号(ニ)並びに第十一号(一)」を「、第八号(一)並びに第十号(一)」に改め、同条第四項中「第八条第一項第七号ただし書」を「第八条第一項第九号ただし書」に改める。

第二十条第一項第一号中「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同項第三号を削る。

第二十一条第二項第三号中「第五十三條第四十八項及び第四十九項」を「第五十三條第四十七項及び第四十八項」に改める。

第二十七条第一項第二号の二中「国又は」を削り、「交付金」の下に「（地方公共団体が国と協調して交付する補助金又は交付金を除く。）」を加え、「（法附則第十一条第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該交付を受けた額から同項の交付を受けた額を控除した額）」を削る。

第三十七条第一項中「第百十五條第二項」を「第百十五條第五項」に、「申請書」を「減免の申請書」に改める。

第三十九條第一項第一号の表中「「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」一級から三級までの各級」を「「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」一級から三級までの各級」に改め、同項第二号の表中「「肝臓機能障害」一級から三級までの各級」

小腸の機能障害—特別項症から第三項症までの各項症—」を「「小腸の機能障害」特別項症から第三項症までの」
「肝臓機能障害」特別項症から第三項症までの

各項症—」に改める。

第四十二條第二項第三号中「及び条例第百十四條第二項」を「、条例第百十四條第二項及び条例第百十五條第五項」に改める。

第四十四條の八第一項中「第百二十二條の七第五項」を「第百二十二條の七第六項」に改める。

第四十四條の十第二項第六号中「第百二十二條の七第四項」を「第百二十二條の七第五項」に改める。

第四十四條の十一中「附則第十八條の六第三項第二号」を「附則第十八條の八第三項第二号」に改め、同条第二号

中「附則第十二条の二の四第二号」を「附則第十二条の二の七第一項第二号」に改める。

第四十六条の四第五項第四号中「及び番号」を「、番号、交付年月日、障害名及び障害の程度」に改める。

第四十六条の七中「、特別指定生活路線運行費補助金」を削る。

附則第三項中「附則第十二条の二の四第一項各号」を「附則第十二条の二の七第一項各号」に改める。

様式第八号その四中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改める。

様式第二十号その五中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県秋田地域振興局長」に、「第699条の 第 項」を「第129条第 項並びに第132条第 項及び第133条第 項」に、「登録番号」を「自動車の登録番号」に改める。

様式第七十九号を次のように改める。

様式第79号

財 産 引 渡 命 令 通 知 書

年 月 日

滞 納 者
住 (居) 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長 印

滞納に係る徴収金を徴収するため、あなたの財産を占有している次の者に対して、財産の引渡命令書を発した
ので、国税徴収法第58条第2項（第71条第4項において準用する同法第58条第2項）の規定により、通知します。

滞 納 者	住 (居) 所 (所在地)									
	氏 名 (名 称)									
滞 納 金	年度	税目	期(月)別	納期限	番 号	税 額	加算金	※延滞金		計
						円	円	法律による金額 (円)	円	円
								” (円)		
									” (円)	
									” (円)	
	計							” (円)		
額	滞納処分費	※金額		滞納処分費徴収の主たる理由その他				滞納金合計		
		法律による金額 (円)								
引 渡 命 令 財 産	(名称、数量、性質及び所在)									
	占有者	住 (居) 所 (所在地)			氏 名 (名 称)					
引渡期限		年 月 日			引渡場所					
この処分に 不服がある 場合の救済 の方法		(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)								

注 ※印のある項目の括弧内に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものを計算したもので、完納の日まで更に加算されます。

様式第百八十一号中「経理簿10条第10項」を「経理簿10条第14項」に改める。

様式第百二十号中「第122条の7第5項」を「第122条の7第6項」に改める。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の六第一項中「第百二十二条の七第五項」を「第百二十二条の七第六項」に改める。

第八十八条第五項中「第八十七条第三項」を「第八十七条第四項」に改める。

第九十六条中「歳入歳出外現金月計整理票」を「歳入歳出外現金月計整理表」に改める。

第九十八条中「第二百七十三条」を「第二百七十三条第一項」に、「歳入歳出外現金受入通知書」を「歳入歳出外現金受入票」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第四条の三第一項及び第四項、第四十二条第二項第三号、第四十四条の八第一項、第四十四条の十第二項第六号、第四十六条の七、様式第三十号その五、様式第七十九号、様式第百八十一号並びに様式第百二十号の改正規定、第二条の規定並びに附則第三項の規定は公布の日から、第一条中第二十一条第二項第三号の改正規定は同年十月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の秋田県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第二十七条第一項第二号の二の規定は、平成二十二年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程(昭和四十二年秋田県訓令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条第三項中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

第十二条第二号中「第十条」を「第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第十条」に改める。

第二十五条中「総務企画部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

秋田県教育委員会訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北林真知子

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁職員等服務規程(昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

第五条第二号中「第十条」を「第八条の四第一項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第十条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（人事記録への記載）」に改め、同条中「、総務課長は別に定める職員履歴カードに」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第五十号中「入館料等」を「入場料」に改め、同表第七十二号から第八十九号までを削る。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

公 営 企 業 規 程 等

秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業職員給与規程及び秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（秋田県企業職員給与規程の一部改正）

第一条 秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「の二分の一」を削り、「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」を「一箇月当たりの特別料金等相当額」に改め、同条第三項中「一般職給与条例の適用職員であつた者その他次条第四項に規定する者から引き続き」を「新たに」に改め、同条第四項中「月」の下に「（第二項第一号（前項において準用する場合を含む。）の規定による通勤手当にあつては、最初の月の翌日）」を加える。

第十条第二項第三号中「（以下「休日等」という。）」を削る。

第十二条中第五項を第八項とし、第四項を第七項とし、第三項を第六項とし、第二項の次に次の三項を加える。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間規程第四条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち一般職員の例によるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百

五十(その勤務が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間規程第七条の三第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、百分の百七十五)から第一項各号に定める割合(その時間が午後十時から翌日午前五時までの間にある場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項各号に定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十三条第二項中「休日等に」を「条例第七条第一項に規定する休日等又は勤務時間規程第七条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。)に」改める。

別表第六中「及び技術管理監」を削り、「専門主幹及び班長」を「班長(公営企業課に置かれる班に係るものに限る。)」に改める。

別表第七中「九四、〇〇〇円」を「八四、六〇〇円」に、「七九、七〇〇円」を「七〇、八〇〇円」に、「七四、八〇〇円」を「六六、五〇〇円」に、「六六、五〇〇円」を「五八、二〇〇円」に、「五八、二〇〇円」を「四九、

九〇〇円」に、「五五、五〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、

四 級	五 種	
三 級	五 種	

五一、八〇〇円
四一、七〇〇円

を

四 級	五 種	
-----	-----	--

四四、四〇〇円

に改める。

(秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十九年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号及び第二号中「額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第三号及び第四号中「額」の下に「から、同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第五号中「額」の下に「から、同日にその者が受けていた給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加え、同項第六号中「額」の下に「から、同日に当該異動をしたものとした場合にその者が受けることとなる給料月額に百分の二を乗じて得た額を減じた額」を加える。

附則別表中「百分の二十」を「百分の十八」に、「百分の十八」を「百分の十六」に、「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の十四」を「百分の十二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この規程の施行の際現に職員である者(この規程の施行前から引き続き職員である者に限る。)のうち、この規程による改正後の秋田県企業職員給与規程第九条第三項の規定により通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、通勤手当を支給する。

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「次条第二項」を「次条第四項」に改める。

第三条第一項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同条第四項中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「前項ただし書」を「前項」に改める。

第六条第一項中「おいては」の下に「少なくとも」を加え、同条第二項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第七条の三 所属長は、秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）第十二条第三項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、同項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする二月後の日までの期間内にある第三条及び第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）（第九条第一項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 前二項に定めるものは、時間外勤務代休時間の指定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第九条第一項中「（第三条、第四条第二項及び第五条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「勤務日等（」の下に「第七条の三第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第十一条第四項第三号及び第四号中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

第十二条五項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号（中）中「四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号（中）中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号（中）中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第三号中「一時間」を「一分」に改め、同項第四号中「一日当たりの平均勤務時間数（一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を「七時間四十五分」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県公営企業管理規程第三号

秋田県企業職員の修学部分休業に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の修学部分休業に関する規程（平成十七年秋田県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一週間を通して二十時間」を「秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）第三条第一項、第二項及び第四項の規定による当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一に相当する時間」に、「三十分」を「五分」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県公営企業管理規程第四号

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成二十年秋田県公営企業管理規程第四号）の一部を次のように改

正する。

第二条第二項中「一週間を通じて二十時間」を「秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）第三条第一項、第二項及び第四項の規定による当該職員の一週間当たりの勤務時間の二分の一に相当する時間」に、「一時間」を「五分」に改める。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号